

城里町広報媒体広告掲載要綱

平成 19 年 8 月 16 日
城里町告示第 72 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町の財源確保及び地域経済の活性化を図るため、町の発行する広報媒体等に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における広報媒体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、広告掲載が可能と認められるものであって、町長が認めるもの

(広告の範囲)

第 3 条 広報媒体に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 社会的な信用、信頼に欠ける内容であると認められるもの
- (6) 町の行政運営上支障があると認められるもの
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、町長が広報媒体に掲載することが適当でないとするもの

(広告の選定順位)

第 4 条 広告主の選定に当たっては、次の順序に従って行うよう努めるものとする。

- (1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するもの
- (2) 私企業のうち、公共性の高いもので、町内に事業所等を有するもの
- (3) 地場産業及び町産品その他町内の観光関連産業等、町内産業の活性化と町勢の進展並びに町のイメージアップを図るにふさわしいもの
- (4) その他、掲載する広告として妥当であると町長が認めるもの

(委員会の設置)

第 5 条 広報媒体に掲載する広告についての適正な運営を図るため、広報掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を総務課内に設置する。

- 2 委員会は、広告の選定について審議する。
- 3 委員会は、次に定める者をもって構成し、会議は必要に応じて開催する。
 - (1) 副町長
 - (2) 総務課長
 - (3) 企画財政課長
 - (4) 教育委員会事務局長

(5) 議会事務局長

(6) 農業委員会事務局長

4 委員長は、副町長をもって充てる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。